

亀山市告示第39号

亀山市強度行動障害者介助等補助金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市強度行動障害者介助等補助金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市強度行動障害者介助等補助金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市強度行動障害者介助等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この告示は、公表の日から施行し、平成21年度分の補助金の交付から適用する。 <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 この告示は、公表の日から施行し、平成21年度分の補助金の交付から適用する。 [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市在宅重度知的障がい者等住宅改修工事補助金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市在宅重度知的障がい者等住宅改修工事補助金交付要綱（平成22年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則

<u>(施行期日)</u>	
<u>1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。</u>	この告示は、平成22年4月1日から施行する。
<u>(失効)</u>	
<u>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
<u>(失効に伴う経過措置)</u>	
<u>3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付している補助金の返還については、この告示の失効にかかわらず、第11条の規定は、なおその効力を有する。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市社会的事業所創業支援事業補助金交付要綱(平成26年亀山市告示第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
<u>(施行期日)</u>	
<u>1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。</u>	この告示は、平成26年4月1日から施行する。
<u>(失効)</u>	
<u>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
<u>(失効に伴う経過措置)</u>	
<u>3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付の決定をしている事業に係る実績報告及び交</u>	[項を加える。]

付している補助金の返還については、
この告示の失効にかかわらず、第13
条及び第15条の規定は、なおその効
力を有する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。